

選第 5 号

橋本市公平委員会委員の選任について

橋本市公平委員会委員として、下記の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 30 年 4 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 堀 省三